

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

－対象－

- ・第1号被保険者（65歳以上の方）
- ・その支援のための活動に関わる方

※これまでの一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直しました。

介護予防・生活支援サービス事業

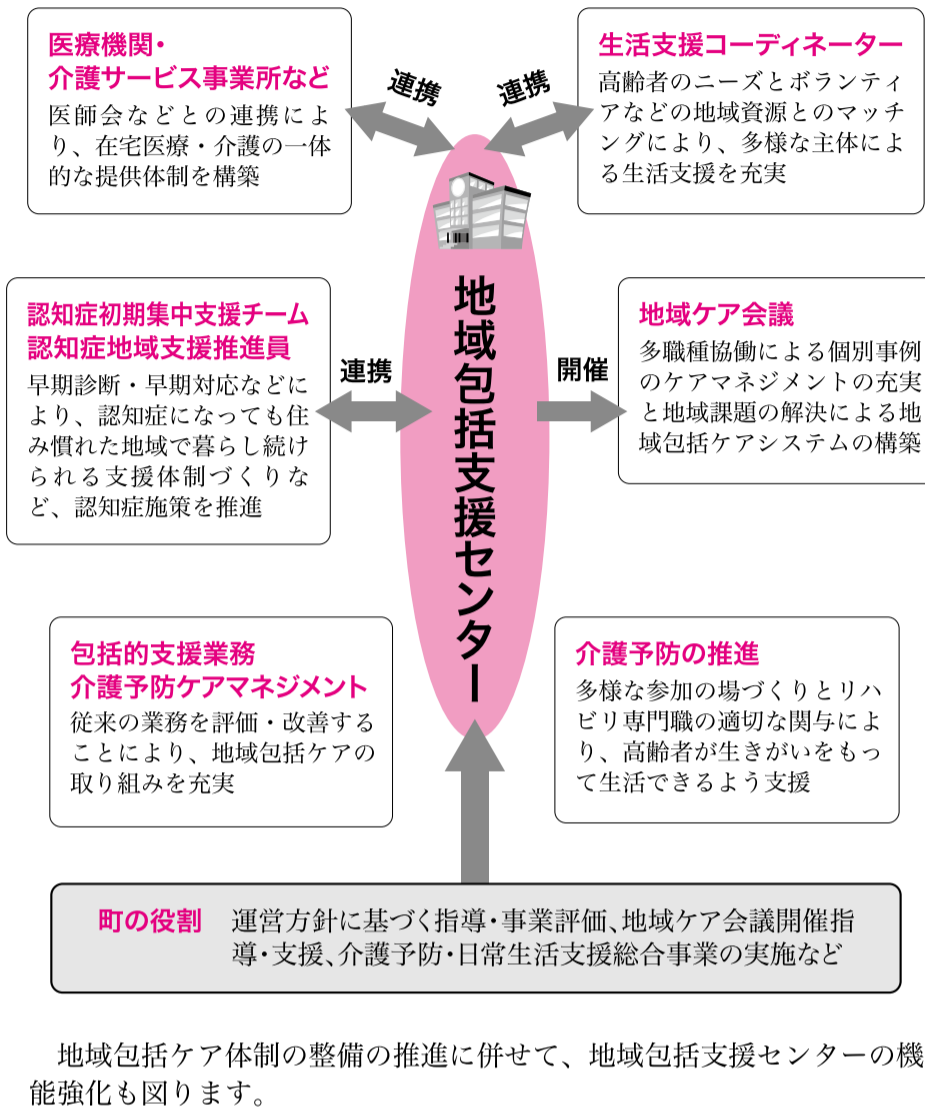
- ・訪問型サービス(第1号訪問事業等)
- ・通所型サービス(第1号通所事業等)
- ・その他の生活支援サービス
- ・介護予防ケアマネジメント

－対象－

- ・要支援認定を受けた者（要支援者）
- ・基本チェックリスト該当者（介護予防生活支援サービス対象事業者）

地域包括支援センターの役割

地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを推進します。また、増大する在宅医療のニーズに対し、医師会等と連携し、往診が可能な医療機関の情報収集と体制づくりに努めます。



第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

介護保険料は基準額をもとに決められます。

介護保険制度では、介護サービスを提供するのに掛かる費用のうち、22%を1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料で賄うことになっています。

第6期介護保険料の
基準月額は4,600円です

所得段階	対象者	割合	月額保険料	I 激変緩和※ II 低所得者軽減強化
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.50	2,300円	II ①平成27・28年度×0.45 2,070円 ②平成29年度(予定)×0.3 1,380円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人	基準額×0.75	3,450円	I 平成27年度×0.7 3,220円 II 平成29年度(予定)×0.5 2,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	3,450円	II 平成29年度(予定)×0.7 3,220円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,140円	
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	4,600円	
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	5,520円	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	5,980円	I 平成27年度×1.25 5,750円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	6,900円	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上360万円未満の人	基準額×1.60	7,360円	I 平成27年度×1.55 7,130円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上695万円未満の人	基準額×1.70	7,820円	
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が695万円以上900万円未満の人	基準額×1.90	8,740円	
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額×2.00	9,200円	

※被保険者の負担能力に応じた保険料段階の設定を行い、第5期の保険料の料率から変更のある段階については、平成27年度に激変緩和(I)措置を実施します。また、国の指針により公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大し、負担軽減として、低所得者軽減強化(II)を併せて実施します。